

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂について (概要)

背景

企業会計審議会の定める監査基準（以下「企業会計の監査基準」という。）において、平成22年3月に、国際監査基準（ISA）における明瞭性プロジェクト（すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする）への対応として、監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告基準の改訂が行われたところであり、この企業会計の監査基準を踏まえ、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独法監査基準」という。）の改訂を行うものである。

主な改訂内容

- 企業会計の監査基準において、監査人の報告責任が、「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分されたことを受け、独法監査基準では、今まで「財務書表等」として同レベルで扱ってきたものを、「財務諸表」、独立行政法人通則法上の意見表示が求められている「利益処分案及び決算報告書」及び「それ以外の書類（事業報告書）」の3区分とする。
- 独立行政法人が準拠する会計基準に関し、「独立行政法人会計基準」、「注解」及び「企業会計基準」の3つが一体として規範を構成しているといった実態を十分反映した表現ぶりとなるよう改める。
- 企業会計の監査基準と整合をとるよう、監査報告書の記載区分において、独立行政法人の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して記載すること、等の改訂を行い、監査報告書の明瞭性を確保する。